

令和4年7月11日

<市長記者会見資料>

子ども未来部子ども政策課
子ども保育課

保育施設での医療的ケア児の受入れについて

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に、医療的ケア児の保育所等の利用に対し、適切な支援が受けられるよう措置することが明記されたことを受け、徳島市では、保育所等において日常生活等に支援が必要とされる医療的ケア児の受入れを、令和4年10月より開始いたします。

受入れを実施することにより、子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を図るとともに、その家族の離職防止に資することとします。

1 受入れ可能施設

私立施設	公立施設
<ul style="list-style-type: none">・めだか保育園（北沖洲3）・助任なかよし認定こども園（中吉野町1）・田宮シーズ認定こども園（北田宮4）・沖浜シーズ認定こども園（沖浜町北川）・みのり認定こども園（八万町犬山）・認定こども園めだかのこころ（新浜本町2）	<ul style="list-style-type: none">・北井上認定こども園（国府町西黒田）・勝占認定こども園（勝占町中須）

2 対象年齢

3歳児以上

3 医療的ケアの内容

訪問看護ステーションから派遣される看護師が、1日のうち概ね2回程度以内の巡回訪問で、次の医療的ケアを実施します。

※児童の症状や入所希望施設の状況等により、受入れできない場合もあります。

- ・インスリン注射
- ・導尿
- ・経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- ・その他（喀痰吸引等）

4 入所の申込期間

令和4年7月25日（月）～8月5日（金）

5 受付場所

ふれあい健康館3階（徳島市沖浜東2丁目16番地）

子ども保育課

6 広報

市ホームページ

広報とくしま（令和4年7月15日号）

以 上

<問い合わせ先>

子ども未来部 子ども政策課

電話：088-621-5223

子ども保育課

電話：088-621-5190